

第1回 指定試験機関・登録機関の改善に関する検討会（社会・援護局）議事録

1. 日時：平成23年8月3日（水）15:00～17:00
2. 場所：厚生労働省共用第9会議室
3. 議事
 - （1）福祉関係国家資格にかかる指定制度及び指定業務の効率的な実施について
 - （2）その他
4. 議事の内容

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 定刻でございますので、ただいまから第1回「指定試験機関・登録機関の改善に関する検討会」を開催させていただきます。

議事に入らせていただく前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日は、資料1～3、参考1～3を配付させていただいております。欠けている資料等ございましたら、事務局までお申し付けください。

本検討会は、昨年度開催されました厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書を踏まえまして、社会・援護局所管の資格に係る指定制度の在り方、指定法人に係る業務の効率的な実施等についての検討を行うために開催されるものでございます。

まず、本検討会の開催に当たりまして、社会・援護局長の清水よりごあいさつを申し上げます。

○清水社会・援護局長 社会・援護局長の清水でございます。本日は皆様方御多忙の中、また、蒸す中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

この検討会は、福祉関係の国家資格に関しまして指定法人の在り方、その業務の在り方といえますか、効率的な実施について御議論いただきたいということでお集まりいただいたものでございます。

今、暫定司会の方から申し上げました、また参考資料1-1、1-2にございます整理合理化委員会の指摘も踏まえ、御議論を賜ればと考えてございます。

具体的な対象となる指定法人は、財団法人の社会福祉振興・試験センターでございます。社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士という資格ができたときから、その試験を行う機関あるいは登録を行う機関ということで業務を行っている法人でございます。

もうこれは釈迦に説法であるかもしれませんが、要はお客様第一と言いますか、費用負担者は、登録者であり受験生の方でございます。そういう費用を負担されている方々の立場に立ってと言いますか、その利便の向上ということが第一に考えるべきポイントになるかなと、少なくとも私の方は思っております。

そのために、前泊をなるべく少なくするための受験地の拡大でありますとか、冗費がありとするならばその節減でありますとか、それらも含めいろいろと御検討を賜ればと思

っております。

このセンターが行っております色々な福祉の資格でございますが、御承知のとおり時代のニーズとともに非常に重要性が高まってきているところでもございますし、この間、また色々動きがございまして、19年改正は若干延期いたしますけれども、全体として座学＋国家試験という形で統一した改正も行われる予定になってございます。また、たんの吸引といったものも試験の反映といった事情もあるわけございまして、それらも背景として御理解賜りまして御議論をいただければということでございます。

なかなか難しいテーマについて御議論をお願いするわけで恐縮でございますけれども、皆様方におかれましては、国民目線といいますか、より受験生、登録者の立場に立って、さまざま活発な御意見を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。○吉田福祉人材確保対策室長補佐 なお、清水局長でございますが、国会業務のため途中退席をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に本検討会の構成員に御就任をいただきました皆様方を御紹介させていただきます。

日本介護福祉士会副会長の内田千恵子構成員でいらっしゃいます。

全国社会福祉施設経営者協議会副会長の武居敏構成員でございますが、本日は武居構成員の代理といたしまして、全国社会福祉協議会法人振興部の吉村尚也副部長にお越しただいております。

弁護士の田島優子構成員でございます。

日本社会事業大学専門職大学院教授の田島誠一構成員でいらっしゃいます。

日本公認会計士協会非営利法人委員会委員長の長光雄構成員でいらっしゃいます。

株式会社ベネッセ・ベースコム代表取締役社長の柳澤博子構成員でございます。

淑徳大学総合福祉学部准教授の結城康博構成員でいらっしゃいます。

なお、財団法人社会福祉振興・試験センターの役職員の方々にもオブザーバーとして御参加をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、議論に入ります前に、本検討会の議事の公開について御説明申し上げます。

本検討会の議事でございますが、資料1にもございますように、本検討会の議事につきましては公開とさせていただきます。議事録につきましても、後日公開をさせていただきますので、よろしく御了解をお願いいたします。

次に本検討会の座長でございますが、座長の候補者を事務局から提案させていただきたいと思っております。当検討会の座長を弁護士の田島優子先生をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 よろしいですか。ありがとうございます。皆様方の御賛同をいただいたということで、田島先生に座長をお願いしたいと思います。

では、以降の議事の運営を田島座長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○田島優子構成員 座長を拝命いたしました田島でございます。不慣れではございますけれども、構成員の皆様のご協力を得て円滑な議事進行に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 それでは、本日提出させていただきました資料を順に御説明いたします。なお、資料2-1「財団法人社会福祉振興・試験センターについて」の一部と資料2-2「財団法人社会福祉振興・試験センター財務諸表」等につきましては、試験センターから説明をさせていただきます。

それでは、資料2-1「財団法人社会福祉振興・試験センターについて」をごらんいただきたいと思っております。

1ページ「法人の概要」でございますが、当法人は社会福祉に関する調査研究、啓発、社会福祉施設の経営に必要な援助、また各種試験登録事務、並びに介護支援専門員に係る試験に関する業務等を行っている法人でございます。

設立は昭和21年でございます。役員員数は平成23年4月1日現在、73人。うち役員が13人。非常勤の理事長と理事10名、うち1名は常勤でございます。監事が2名と職員60名でございます。

なお、23年4月1日以前は、理事長と常務理事1名は厚生労働省のOBでございましたが、前大臣からの指示もございまして、昨年度末で御退任いただきまして、理事長につきましては民間の方から御就任をいただき、また1名の常勤理事につきましては公募制を導入し御就任をいただいております。

予算額につきましては49億円でございますが、国からの財政支出はございません。

主な業務でございますが、後ほど御説明いたしますが、各種試験と登録業務、これはいずれも指定業務でございます。その他事業といたしまして出版、研修、また各都道府県からの委託を受けまして介護支援専門員試験問題の作成業務を行っております。

2ページ、当センターが行います3つの試験の概要でございます。

まず社会福祉士の概要でございますが、これは社会福祉士及び介護福祉士法に基づく名称独占の国家資格でございます。昭和62年に法律が制定されたことに伴いましてできた資格制度でございます。社会福祉士は専門的知識、技術を持って、各種福祉に関する相談に応じ助言をするという、いわゆるソーシャルワーカーとして幅広い分野で御活躍をいただいております。

主な従事分野といたしましては、各種社会福祉施設における生活相談員あるいは病院の相談員、行政機関における福祉職、ケースワーカー等でございます。資格の取得方法といたしましては、国家試験に合格し、登録するということになってございます。

3ページ、社会福祉国家試験の概要でございます。試験の形態といたしましては、年1回1月下旬に筆記試験を実施してございます。試験の科目は19科目でございますが、ここにあるとおりでございます。昨年、22年度の試験の実施状況でございますが、受験者4万3,500人、合格者1万2,200人ということでございまして、登録された方々の人数は13万

4,066人という状況でございます。

4ページは社会福祉士の受験者、合格者、登録者をグラフで表したものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

5ページは介護福祉士の概要でございます。社会福祉士と同様の法律に基づきます名称独占の国家資格でございます。介護福祉士は専門的知識、技術を持って、心身の状況に応じた介護を行うということで、介護職員の中でも中核的な役割を担っていただいております。

主な従事分野といたしましては、特別養護老人ホームなど、社会福祉施設における介護職員ですとか、訪問介護事業所におけるヘルパーでございます。

取得方法といたしましては、次の2通りがございます。1つは厚生労働大臣が指定しました養成施設を卒業する。このルートにつきましては、現在は国家試験は不要となっております。2つ目は、3年以上の介護の業務に従事した者、あるいは福祉系高校を卒業した者が国家試験に合格をするという2通りがございます。

6ページ、介護福祉士国家試験の概要でございます。この試験も年1回の試験でございます。1月下旬に筆記試験、3月上旬に実技試験を行ってございます。試験の科目が12科目でございます。ご覧のとおりでございます。昨年度の試験の実施状況でございますが、受験者数15万4,000人、大変受験者数が多い試験でございます。合格者数は7万4,400人。これまで資格を受けて登録されている方は89万8,429人ということでございます。

7ページはグラフで推移を表したものでございますので、後ほどごらんいただければと思います。

8ページは参考で提示させていただきますが、「資格取得方法の見直しの延期について」ということでございます。19年の法律改正におきまして、3年以上の実務経験に加えて新たに実務者研修の受講を義務づけた。養成施設卒業者につきましても、国家試験の受験を義務づけたということで、これは24年から施行予定でございますが、大きな矢印の下にありますように、実務者研修につきましては、働きながら受講しやすいものに再編成していく。また、介護福祉士につきましては、たんの吸引等の円滑な施行に向けて一定の準備期間が必要ということで、この資格取得方法の見直しにつきましては、24年度の施行だったものを3年延期し、27年から施行するというように決定してございます。

9ページ「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について」ということで、介護福祉士ですとか一定の研修を受けた介護職員がたんの吸引等の行為を実施できる制度でございますが、これが24年4月からの施行でございます。ただ、介護福祉士につきましては、27年4月の施行でございます。現在、介護福祉士の資格を持っておられる方も一定の研修を受ければ実施が可能という状況でございますが、この介護福祉士の登録の事務について今後見直しが必要になってくるということで参考で掲げさせていただいております。

10ページ、精神保健福祉士の概要でございます。精神保健福祉士は、これまでの2つの資格の制度よりも比較的新しくございまして、平成9年、精神保健福祉士法に基づく名称

独占の国家資格でございます。

専門的知識、技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談、助言、必要な訓練、その他援助を行うというものでございます。主な従事分野といたしましては、精神科病院あるいは精神障害者社会復帰施設におけます相談員・指導員でございます。

取得方法につきましては、国家試験に合格し、登録をするということでございます。

11 ページが精神保健福祉士国家試験の概要でございます。これも年 1 回の実施でございます。1 月下旬に筆記試験を行ってございます。試験科目は 15 科目でございます。ここに書かれているとおりでございます。

昨年度の試験の実施状況であります。受験者数は 7,233 人、合格者数 4,219 人でございます。これまでの登録者数は 4 万 7,833 人ということでございます。

12 ページは精神保健福祉士の受験者の推移をグラフ化したものでございますので、後ほどごらんいただければと思います。

13 ページ、指定試験機関・登録機関制度についてでございます。根拠規定はこれまで申し上げました各法律によるものでございます。

指定要件でございますが、他の指定法人とほぼ同じでございますけれども、職員、設備、試験事務の実施の方法、その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。また、試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること等となっております。

14 ページは指定の必要性でございます。国家試験でございますので、必要性ということで試験問題の質の確保あるいは問題作成の質を高めるということが大変重要でございます。このノウハウを蓄積していくためには、国の強い関与の下、同一の組織が継続的に問題作成に当たる必要があると考えてございます。また、試験問題ですとか情報、こういった漏えいの防止も大変重要でございます。例年 20 万人近くの受験者がいる国家試験につきまして、万が一漏えいが生じた場合には大変な社会問題になりかねません。

受験資格の審査ですとか不正行為への対処なども含めて滞りなく実施していくためには、一元的に試験事務を行うことが必要であるということでございまして、指定制度を採用しているということでございます。

また、公益性や効率性といった観点から、当該制度には公益法人要件が付されてございます。国の強い関与の下、規定されているということでございます。

社会福祉振興・試験センターが指定されている理由でございますが、当法人は設立当初から社会福祉分野に精通しておりまして、試験事務の実施に必要な基礎を持っているということから指定されたものでございます。

指定以来 20 年が経過しまして、受験資格の審査から問題作成あるいは試験の実施に至りますまで、秘密の保持、危機管理等に関する十分なノウハウが蓄積されているということが言えると考えてございます。

15 ページは厚生労働省が所管します国家試験、国家資格、登録の実施機関についてまとめたものでございますので、これも後ほどご覧いただければと思います。

16 ページ、受験手数料、登録手数料の算定の考え方ということでございまして、基本的な考え方といたしましては、それぞれの手数料をそれぞれの勘定ごとに受験者数の動向あるいは収入、試験を実施するために必要な費用等を勘案しまして、これまで3年に一度、必要に応じて見直してまいりました。ただ、天災等で再試験のリスクを考慮しまして、積立金がございまして、この積立金が積み上がり過ぎではないかということで、昨年6月に前大臣からの指摘を受けまして、積立金を財源に全額を還元するということを前提に、23年から3年間、社会福祉士につきましては5年間ではありますが、受験手数料を時限的に引き下げる措置を講じたところでございます。

なお、3年後、5年後につきましては試験実施のために必要な費用を勘案して設定していくということになりますが、ここに掲げております26年から、あるいは28年からの数字は、昨年時点での推計でございまして、御了承いただきたいと思っております。また、登録手数料につきましては、登録事業も同様の問題が生じておりまして、23年から3年間、この手数料を時限的に引き下げるということで想定してございます。

17 ページ、18 ページは受験手数料あるいは登録手数料の積立金と手数料がどのように推移しているかということでグラフ化したものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

19 ページ以降は試験センターの方から説明をさせていただきます。

○試験センター常務理事 私、試験センターの常務理事をしています藤崎と申します。よろしく申し上げます。

私ども試験センターでは、国から指定されました社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の国家試験を確実に実施するために、公平、公正で信頼される国家試験の実施に向けて努力しているところであります。

19 ページ、ただいま吉田補佐から業務の内容については御説明いただきましたが、スケジュールをまとめたものであります。右の方に黒く3本ありますが、1月の下旬に社会福祉士等の3試験の筆記試験を実施することとしております。介護福祉士につきましては、3月上旬に実技試験を行います。3月中旬から下旬にかけて合格発表をするというスケジュールを立てております。

これに合わせまして、その前段階ですけれども、まず一番上に書いてあります試験問題の作成期間ということで、5月の下旬からスタートをし、1月の試験に間に合わせるために問題の作成にかかります。

この問題作成につきましては、次の四角に書いてありますように、試験委員会で問題の策定、選定、調整、決定、校正等の実施ということで、昨年度は205名の試験委員の皆様方で364回委員会を開催して試験問題を作成していただいたということでございました。

中段は、まず会場の確保ということで、全国で22万人の受験者の試験を実施しますので、

筆記試験だけで 60 会場を超える会場が必要になるということで、新年度早々から各県に向いて試験会場を確保するという作業があります。9 月下旬から試験の受験申し込みを受け付けしまして受験資格の審査といったものを実施しております。

下の方は登録業務です。3 月に合格発表された方々が登録ということで申し込みがありますので、その申請を受け付けて、これは担当だけではなくて試験センターの職員全員で取りかかるような作業になりますが、極めて短時間で登録業務を行うというようなスケジュールになっております。

続きまして 20 ページ「指定業務の効率化にかかる取組み」ということで、これまで当法人が取り組んできた事項について御説明させていただきたいと思っております。

法人運営全般についてですけれども、まず役員数の削減ということで、平成 19 年 17 名であった役員を 13 名に減少されております。併せて常勤理事も非常勤化ということで、3 名いた常勤理事を現在 1 名ということにしております。推移は次の表に書いてあるのでご覧いただければと思います。

また、常勤役員候補選考に当たりまして、今年度から公募制を導入しております。役員報酬については、22 年、昨年度より理事長、常務理事の引き下げを行っております。今年度からは理事長を非常勤化し、報酬も減額しております。併せまして監査法人新日本有限責任監査法人にお願いしまして外部監査ということで透明性を図っております。

次に、指定業務についてです。試験業務につきましては、電算システムを導入する等、試験業務の効率化を図っております。また併せて透明性の確保ということで、試験問題出題基準・合格基準等の公表を行っております。それぞれ受験者が得点を知りたいという場合については、申し込みがあれば受験者に連絡をするということもやっております。

センターのホームページを活用しながら情報提供をさせていただきます。併せまして、試験にさきだって『受験の手引』を配布しておりますが、今年度から完全無料化を実施しております。

21 ページ、登録業務についてです。先ほど言いましたように、3 月の合格発表があるとすぐ登録という手続に入るわけですけれども、その期間、通常 60 日以内に実施をするということになっておりますが、当センターでは電算システムを導入する等の迅速化を図りまして、今は申請が来てから 30 日以内に登録証を発送できるように努力しているところであります。

次が試験地の拡大ということで、受験者の利便性の観点ということで、試験地数、試験会場数を拡大してきております。特に受験者数の多い介護福祉士につきましては、23 年度、来年 1 月に実施する筆記試験では、4 県を増やしまして 28 都道府県で実施をするということにしております。

なお、会場については、昨年度はここに書いてある数ですけれども、今年度は申込者数がまだわかりませんので、会場は若干上下しますのでここには記載されておられません。

22 ページ「今後の課題」ということで、当センターでいろいろ検討しているものであり

ます。昨年の整理合理化委員会等で御指摘もありましたので、法人運営全般につきましては、管理費の更なる引き下げということを検討しております。

また、指定業務につきましては、矢印で書いてありますが、委託事業者の守秘義務の徹底は22万という大変規模の大きい試験ですので、業者についての守秘義務を更に徹底する。随意契約を原則廃止しまして、競争入札総合評価落札方式を導入していくということを考えております。

受験者数の動向がはっきりしませんが、また増えるのではないかと予測していますが、そういったものを前提としつつ、低コストの試験会場を借り上げる等の努力をしていきたいと思っております。

併せまして、介護福祉士は大変受験者数が多いございますので、介護福祉士の試験地につきましては、受験者数の動向、資格取得方法の見直し等による影響も勘案しつつ、全都道府県で実施ができるように検討していきたいと考えています。

登録事業につきましては、登録者数の現況調査、就労状況調査の実施につきまして検討していきます。5年に1回、登録者の現況調査を実施しておりますので、併せてこういったものも実施ができないか検討していきたいと思っております。

また、先ほど御説明がありましたように、今国会で法改正がありまして、平成27年度からたんの吸引等の実施に伴いまして介護福祉士の登録業務というのが出ますので、それに向けて検討を進めていきたいと考えております。

資料2-1は以上であります。次に資料2-2の財務諸表でございます。

3ページ、私どもの財務諸表、平成22年度決算ベースのものを配布させていただいておりますが、ここでは公益事業、収益事業ということで、それぞれ公益事業が3勘定、収益事業が1勘定で併せて4勘定あります。

左から2番目の試験・登録勘定というのが試験関係の勘定になります。流動資産で7億、固定資産の欄の(2)特定資産の欄で、上から4段目、試験事業安定積立資産、これは先ほど吉田補佐から御説明ありましたように、この積立金を取り崩すように前大臣から指示があります。その下の登録事業安定積立資産についても同様であります。6億4,000万強ありますが、これを取り崩すということで23年度、計画を立てております。

今、4勘定と申しましたが、資料の21ページをごらんいただきたいと思っております。19ページで正味財産増減計算書総括表がありますけれども、それを開いていただいて21ページに、細かい字で申し訳ありませんけれども、4勘定を更に14の事業会計に区分しております。ここで会計間のやりくりはしないということで単独で処理をするということで会計独立の原則ということで実施させていただいております。

資料2-3で事業報告書の昨年度のものを付けておりますけれども、これにつきましては重複しますので割愛させていただきたいと思っております。

以上です。

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 続きまして、資料3をごらんいただきたいと思っております。

整理合理化委員会の報告書の指摘を踏まえまして、3点ほど論点の例として挙げさせていただきます。

まず1点目でございますが、「1. 指定制度の在り方について」ということで、整理合理化委員会の報告書では、全指定法人はその在り方を全面的に見直す。また、指定根拠法令を存置する場合には、その指定選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準などを策定するということが指摘を受けておりまして、考えられる論点といたしまして、指定制度は廃止すべきか。国において実施することとした場合にどのような問題があるかということ。あるいは競争参入についてどのように考えるかということ、現在では問題作成のノウハウの蓄積ですとか、20万人の受験者の受験資格審査あるいは不正行為の対処等を滞りなく実施していただくために、単一の法人が事業を実施しているということでございますが、これについてどう考えるか。

また、試験センターを指定法人とする妥当性、留意点についてどのように考えるか。

2ページ、2つ目でございますが、「2. 指定業務の効率的な実施について」ということで、整理合理化委員会では指定を受けた法人が効率的に事業を行うということ、指摘してございますので、考えられる論点といたしまして、管理費ですとか人件費、法人運営全般の効率化についてどのように考えるか。試験業務、登録業務につきましては、受験手数料ですとか登録手数料から賄われている。また、その主な経費は会場の借り上げ経費あるいは委託費等でございますので、こういった事務費についてどのように考えるか。

試験事務に係る委託事業についてでございますが、試験事務につきましては、委託に係る経費が近年増加してございます。また、先ほど御説明もありましたが、随意契約を廃止しまして、一般競争入札の導入を検討しているということ、この委託事業についてどのように考えるか。また、積立金の活用と手数料の設定についてでございますが、大幅な手数料の引き下げを今年度から実施しておりますが、この手数料の引下げに賛同する意見がある一方で、数年間に平準化をして、できるだけ多くの受験者が恩恵をこうむれるような運営を考えるべきではないかですとか、あるいはこれまでの受験生たちが負担してきた受験料が数年間の受験者たちだけで消費されてしまう。公平性の観点からも疑問が生じる。こういった意見がございまして、この手数料の設定についてどのように考えるか。

3ページでございます。「3. 受験者、登録者の利便性の向上について」ということで、委員会の報告書の指摘では2. の再掲でございますが、試験料、登録料について適正な料金となるように見直すということ、これは利便性の向上という側面も考えられると思います。その論点といたしまして、まず1点目が試験地の拡大でございます。先ほど試験センターからの御説明にもありましたが、受験生の利便性を考慮して前泊を余儀なくされる受験者などの配慮あるいは拡大を行う場合には受験者数ですとか資格取得方法見直し、こういった影響も勘案する必要があるということからどのように考えるか。

登録者現況調査あるいは就労状況調査の実施について、昨年、前大臣からの指示によりますと、この登録手数料からの積立金で、この積立資産を活用してこういった事業を実施

することとしてございますが、登録事業として各調査を実施することについての必要性についてどのように考えるか。

その他として2点掲げさせていただきますが、これらの利便性についてどのように考えるか。

以上でございます。

○田島優子構成員 資料の御説明をいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より御説明のありました資料3の「福祉関係国家資格にかかる指定制度等に関する論点(案)」を中心に、各構成員の御認識、お考えをそれぞれ御発言いただきたいと思いますが、資料3につきましては、1ページの「1. 指定制度に在り方について」、2ページの「2. 指定業務の効率的な実施について」、3ページの「3. 受験者、登録者の利便性の向上について」の3つの項目に整理されておりますので、この項目立てに従って順次議論したいと思います。

まず「1. 指定制度の在り方について」、いかがでしょうか。その他関連する事項でも結構ですので、お考えを御発言いただきたいと思います。

結城構成員、どうぞ。

○結城構成員 まず、試験センターにこの業務を指定するか否かということはこの検討会でとりあえず確認するのか否か教えていただきたいと思います。それともここに書いてあるように何年先になるかわかりませんが、また別の競争をさせるのかどうかとか、そういうことを含めてこの会のミッションみたいなものを教えてください。

○田島優子構成員 事務局の方でお願いいたします。

○定塚福祉基盤課長 この検討会のミッションということでございますけれども、会議の要綱の方にも書いてございますが、整理合理化委員会報告書の指摘を踏まえまして、この指定制度の在り方を含めてどのように考えるということをお検討いただく場という位置づけでございます。最終的には行政として、私ども厚生労働省で責任を持って決定させていただきますけれども、その前提としてこの委員会で御議論いただくということですので、指定制度は今、申し上げたような論点について御意見を賜ればと存じます。

○田島優子構成員 結城構成員、よろしいですか。

○結城構成員 ということは、とりあえずここで構成員としてコンセンサスを得たいのは、まずは当面この機関にこの事業をずっとやっていただくということを前提に議論を始めるということでよろしいでしょうか。

○田島優子構成員 事務局、いかがですか。

○定塚福祉基盤課長 御参画の皆様方がそういうことでよろしければそのような形で御議論いただきたいと思いますが、いやいやそうではないということでしたら、その旨、御意見をいただければ結構だと存じます。

○田島優子構成員 ということでございますが、構成員の皆様のお考え、いかがでございましょうか。もし御意見があれば。

田島構成員、どうぞ。

○田島誠一構成員 資料 2-1 の 15 ページに現在の国家試験の実施状態がございますね。かつては医師等非常に限られた専門職しかない中で、医療、福祉関係でたくさんの資格ができてきて、それに応ずるような形でさまざまな指定機関、協力機関等が実施するようになってきたと思うんです。歴史の古い資格は、国において実施する。

そもそもそういう方向が国としてあったのではないかと推察するわけですが、それと今回の検討とどういうふうにつながってくるのか。その辺を行政側としての御説明をお聞きしたいと思っております。

○田島優子構成員 事務局、お願いいたします。

○定塚福祉基盤課長 ありがとうございます。私ども事務方といたしましては、今、資料の中で御説明をしまして、この業務については国あるいは指定法人によって行うべきという考え方から資料 2-1 の 14 ページでございますけれども、指定の必要性和指定されている理由についてというところに書かれているような理由で当時も指定をさせていただいたところでございます。

現在に至っても、この指定理由、指定の必要性については同じと考えておまして、具体的にはここに書いてあるとおりでございますけれども、試験問題をつくるという業務も含めてのことでございますので、国の関与の下、同一の組織が継続的に問題作成に当たる必要があると考えております。

なお、15 ページに厚生労働省所管の各種の国家試験、国家資格、登録の実施機関についてということで一覧のリストがございますが、この中には国において直接実施をしているもの、指定試験機関・登録機関、本日議論いただいている試験センターと同様に指定機関で行っているという国家試験と混在しております。

どうして国で直接やるところと指定機関でやるところがあるのかという御疑問はあるかと思えますけれども、これは大ざっぱに申し上げますと、古くから行われている国家試験、国家資格においては国において実施しておりますけれども、昭和 60 年ごろの土光臨調の時代に、こうした国家試験の実施や資格の登録についてはできる限り、国で直接ではなくて外の指定法人等で実施すべきという報告書が行政改革の観点から出されておまして、それ以降の試験制度についてはおおむね指定試験機関において実施している経緯でございます。

また、本日、この検討会で御議論いただいている理由でございますが、こちらは改めて参考資料 1-1 の整理合理化委員会報告書をごらんいただきたいと存じます。昨年末に出されました厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会の報告書がございまして、こちらの 7 ページ「Ⅱ. 公益法人」という中で、指定法人について全指定法人はその在り方を全面的に見直すという課題が提起されております。そしてその検討は関係する審議会等を行うこととするとされております。

指定法人は本日御議論いただくような国家試験関係のものから、一般的な業務について

指定しているものからさまざまな種類がございますが、この整理合理化委員会ではすべての種類の指定法人について在り方をもう一度見直すというミッションが与えられておりますので、改めて問題提起をさせていただいているところでございます。

なお、②のところは国家試験、国家資格等についての問題提起でございまして、国家試験、国家資格等の試験料、登録料については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足る適切な料金となるよう見直すという問題意識が提起されておりますので、①と②を踏まえて今回御議論いただきたいということでございます。

なお、この整理合理化委員会におきましては、代表的な指定法人ということで、直接ヒアリングも行われておりました、たまたま本社会福祉振興・試験センターはヒアリングを行われているところでございます。整理合理化委員会の場においては、直接試験センターの業務の指定を見直すべしという積極的な意見というのは出されていなかったと認識していますが、②の下の方に書いてありますが、試験料を主たる財源として実施されている業務について、その試験料とコストの関係がどうかという点について主に意見が提起されていたというような経緯を掲げております。

なお、そのときの議事録については、参考資料1-2の方にお付けしております。

以上のようなことでございまして、おおむね事務局としては指定法人で行う、また当法人で行うということについて、申し述べたような理由があるものと考えているところでございますが、皆様方の意見を賜りたいと考えております。

○田島優子構成員 今の事務局の御説明を踏まえまして1の論点について何か御意見ございませんでしょうか。

内田構成員、どうぞ。

○内田構成員 指定制度ということで、確かに業務によってはプロポーザル方式のような形でこれくらいの金額でいたしますよというようなことでやっていけるものもあると思うんですけども、この介護福祉士とか社会福祉士等の試験というのは、試験問題を作成することから始まって、登録やその他、やはりそれなりの積み上げがないとできないのではないかと考えているんです。急にやりますと言ってもなかなかできないのではないかとというようなことも考えられますので、どんなふうやっていくかは別としても、指定法人というやり方でやっていくのが私はいいのではないかと考えているところなんです。

○田島優子構成員 ありがとうございます。ほかに御意見はございませんでしょうか。

長構成員、どうぞ。

○長構成員 やはり質の確保とノウハウの蓄積というのは非常に大きな問題だと思しますので、当然なければならぬと。そこで、ただ、今まで積立金が積み上がってしまったと、3年に一度見直すべきところできていなかったというのが意味では目が届いていないところがあったのかなと思っておりますが、そこがあれば基本的には現在の試験センターの方でやるのが望ましいのではないかと思います。

○田島優子構成員 ありがとうございます。これに反対の御意見はございますか。皆さん

大体このような御意見でお考えが一致しているという認識でよろしいですか。

そうしますと、この1の論点につきましては、現在、国の方でとっております指定制度を維持し、しかも今、指定を受けておられる試験センターの方で引き続きこの業務を遂行していかれることが適当と思われるということになるかと思えますけれども、一応そういう前提でよろしゅうございますか。

それでは、1の論点につきましては、今のような形で御意見が一致しているかと思いませんので、続きまして2ページの「2. 指定業務の効率的な実施について」という論点について皆様の御意見をちょうだいしたいと思います。

結城構成員、どうぞ。

○結城構成員 例えば3資格は同じ日に筆記試験をやっておりますが、ということは同時に受けられないということで、例えば1か所だけ同時に受けられる場所をつくるとか、そういう議論は今までなかったんでしょうか。最近、介護福祉士と社会福祉士、2つを持っている、現場ではそういう意見もあるんですけども、そういう議論は全くなされていないという御理解でよろしいんでしょうか。

○田島優子構成員 この御質問は試験センターの方に対する御質問ですか。事務局ですか。

○定塚福祉基盤課長 まず私の方から申し上げて、もし補足があればセンターの方から申し上げたいと思います。

ただいまだいた点については、申し訳ありませんが、私どもも長年やっておりますので、もしかしたら以前にあったかもしれせんけれども、少なくとも私のところに直接届くような形で大きな声で寄せられているということではございません。これは1つには介護福祉士が現時点では養成校を卒業して国家試験を受ける必要がないというところがございしますが、今後制度が改正されて27年度からは養成校を卒業しても国家試験を受けなければならないということに変更になりますので、その時点では結城構成員御指摘のような、学校を卒業した後で国家試験を受けるときに同じ日で受けられないと困るというようなこともあるのかもしれないとは存じます。

ほかに委員の方でそのような声を聞いたことがあるということがありましたら、是非教えていただきたいと思えます。

○田島優子構成員 いかがでしょうか。構成員の方でそういう生の声を耳にされたことがある方はいらっしゃいますでしょうか。

内田構成員、どうぞ。

○内田構成員 私の周りには3年の実務経験で受験という方の方が圧倒的に多いので、社会福祉士も一緒に受験したいというような方はいなかったし、大学を出て介護福祉士の方はそのままらえてと。だけれども、社会福祉士の方はそれで受験するという人はいたと思います。声としては余りなかったようには思いますけれども、今後は必要だと思います。

○田島優子構成員 これまでは余りそういう声は聞かれなかったけれども、今後の問題としては検討する必要があるだろうということですね。

ほかの点について何か御意見ございませんでしょうか。田島構成員、どうぞ。

○田島誠一構成員 この論点の中に書いてあることなのですが、案を見ると大変な値下げを受験者からすればするわけでありますが、非常に短期間の値下げで終わってしまって、これはどういう経緯の中で、ここにも書いてありますが、長年にわたって積み上がってきたものを短期間で本人には返らないわけです。何度も挑戦している人には返りませけれども、一発で受かった人には絶対返らないわけですから、なぜそういうことになったのかなというのが大変わかりにくくて、もし差し支えなければその経緯を教えていただければありがたいと思います。

○田島優子構成員 事務局、お願いいたします。

○定塚福祉基盤課長 資料2-1の16~17ページに記載してある部分についてのお尋ねでございます。先ほど御説明の中で一部申し上げましたが、積立金については災害時であるとか、そのほか受験者数の急速な増減であるとか、そういった事柄に対応すべく積立金を積み立てていた。その額が適正であったかどうかという点はあるかと思いますが、積み立てていたところでございます。

しかしながら、財団法人である試験センターの中に多額な積立金が積み上がっているということ自体がいかげなものかという御議論がございまして、マスコミ等でも取り上げられ、前の厚生労働大臣の長妻大臣から22年6月に、とにかく積立金を早急になくすよという御指示がございました。その長妻大臣の指示を受けまして、積立金を早急にゼロにしようと、それ以前も積立金を減らすという方向で受験手数料は実際にかかる経費より少ない手数料に数年前からしておりましたが、更に積立金をすぐなくすということで手数料を引き下げております。

具体的には資料の17ページのところを見ていただきますとおわかりいただけますけれども、社会福祉士の場合は積立金、青いグラフでございます。これを5年間で減らすということ。介護福祉士については、その右のグラフでございますけれども、3年間でなくすということから積立金をなくすことを見合いに、手数料を時限的に引き下げをするということをしているわけでございます。

○田島優子構成員 ありがとうございます。ただいまの御説明で、前大臣の御指示という早急に減らすべしということでこのような計画になっているようではございますけれども、おっしゃるように少し極端かもしれないとは思いますが、皆様はどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

長構成員、どうぞ。

○長構成員 引き下げるという方向ではよろしいかと思うんですけれども、その後、上がる予想を立てていらっしゃるんですね。それが非常に気になって、現行の22年度の受験手数料よりも最終的には上がってしまうと。そこが納得がいきづらい。下げるのであればその後は安定的にやるのが本来の方法だと思うんですけれども、少なくとも現行よりも最終的に上がってしまうことがわかっていて、なぜ今、急激に下げなければならないのかと。

やはり今までため込んだもの、今までの受験生のものが次の数年間かの受験生にすべて受益が行ってしまうというのはおかしいのかなと思います。

できれば安定的に下げた方向でやっていくべきではないか。その期間だけの受験生が非常に得をしてしまうと、次の世代が割を食ってしまうというのは納得がいかないです。

○田島優子構成員 これは社会福祉士の場合は5年間、介護福祉士と精神保健福祉士の場合は3年間、受験手数料を大幅に減額するということが決まっていて、その後についてはそれぞれ元の額よりも高くなるといったような見込みになっているわけですがけれども、この見込みについては、そんなに確たる数字ではないという理解でよろしいのでしょうか。

○定塚福祉基盤課長 はい。こちらにつきましては、まず23年度からの受験手数料については既に春先に政令改正をいたしまして手数料の引き下げを行っております。24年度以降につきましては、そういう意味では確定はしておりませんで、ただ、額の変更には政令の改正が必要となるということでございます。

その後の上がった後の手数料の額は、現時点で試験センターにかかっているコスト等を勘案して、コスト見合いで手数料と考えた場合に幾らになるかということを試算しているものですので、確定しているものではございません。コストをもう少し努力によって引き下げるとすることも考えられますでしょうし、逆にコスト増の要因も考えられますので、そうしたことを総合的に勘案して、最終的には28年度ならば28年度の前年ぐらいにコストに係る手数料を計算するということになるかと思えます。なお、手数料を決めておるのは厚生労働省でございます。試験センターの方からコストが幾らかかっているかという実態を取り寄せまして、それに応じた手数料を決めているということをしてしております。

○田島優子構成員 そうしますと、政令を改正すれば来年度以降の手数料も変更することは可能ということでございますか。

○定塚福祉基盤課長 はい。技術的にはそのとおりです。

○田島優子構成員 田島構成員、どうぞ。

○田島誠一構成員 資料2-1の17ページ、18ページのグラフがございしますが、この積立金額の合計が貸借対照表上の試験事業安定積立資産になるわけですね。27億9,100万で、そのうち社会福祉士の受験積立金がどんどん下がっていて、グラフの下の方の0.5というのは100万円単位の0.5ということですか。17ページの左のグラフ。このグラフが書けないので横ばいになっていると御理解してよろしいのでしょうか。

○田島優子構成員 事務局の方でお願いします。

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 そのとおりでございます。

○田島誠一構成員 ということは、試験事業安定積立金という意味が全くないんですね。100万円単位の0.5ですから50万円ということですか。これは例えばどんな企業でも、私は財団法人の理事長も兼任しておりますが、50万円しか手元に残らないという事業で将来に対して、今、長先生からもお話があったようにその後上げるというのは、本当に国民的な理解というのか、受験生の理解というのか、得られるのだろうか。今日は公開でマス

コミの方もいらっしゃるのですが、やはりこれはこのグラフを出すとどうするんでしょう。3年経っていない人は受けられないんです。介護福祉士の場合は3年経っている人は頑張ってこの間に受ければ安く受けられますけれども、これは私としてはこのグラフを見たときにずっとこの数字が本当にそうなんだろうかと思ってずっと見ていたんですが、試験事業安定積立資産という科目自体をなくすと理解すればよろしいのでしょうか。

○田島優子構成員 事務局、お願いします。

○定塚福祉基盤課長 まさに委員の御指摘のとおりでございます、そうした問題提起は我々の方も既に受けております。具体的には参考資料2と3ということで、2については本日御参加いただいている結城委員の方から整理合理化委員会の際に御意見としてこの受験料の基金の取り崩し、もう少しならして行うべきなのではないかという御指摘もちょうだいしておりましたし、また参考資料3の方は、今、申しあげました手数料の改定の政令を改正しました際に、一般国民の方から寄せられた意見ということで、手数料の引き下げはいいけれども、時限的な措置だとすると、過去何年間にもわたって受験者が負担してきた受験料が数年間分の受験者たちだけで処理されてしまう形で公平性の観点から疑問が生ずるといったような御意見もいただいておりますので、せっかくの検討会の機会でございますので、論点として掲げさせていただいておりますので、一体それでは積立金としてどのぐらいのものを持っておくべきなのか。具体的な数というよりも考え方としてどの程度の積立金を持っておくべきか。また、取り崩しに際してはどのような形で平準化を行うかといった点について皆様方の御意見をいただければと思います。

○田島優子構成員 田島構成員、どうぞ。

○田島誠一構成員 そもそも例えば社会福祉士の受験者がこれからどのように推移していくのだろう。例えば少し回復してきましたが、社会福祉系の大学の定員の充足率が非常に悪くなったりとか、介護福祉専門学校は試験を受けませんけれども、介護の仕事に対する、言いにくいことですが、きつい、汚い、危険ではなくて、きつい、結婚できない、希望がないという、介護福祉士会の方の前で言うてはいけませんけれども、そういうことがマスコミ等でも流される。そういう時代の中で、急激にはと言いませんがこれから受験者が少なくなる可能性もあるわけです。

そのときに多くの受験会場を広げ、多くの試験受験者を想定して組んできた仕事が、積立金をゼロにするような形でもし今後考えていくとすると、もしかすると5年後、10年後に1万円ではなくて3万円取らないとその年は運営できないなどということがあるかもしれない。恐らくため過ぎたというのはあるかもしれませんが。30億ぐらいの年間収益の中で同額くらいのお金がたまっていたのはいかがなものかというのはある程度わかりますが、将来のニーズ、冒頭の局長さんの言葉にもあったように、お客様といいましょうか、受験者やその背後にある人たちに対する考え方、動向がどうなのかという資料なしに、養成校が廃止になっているから、社会福祉士の受験者は減っていくかもしれない。その辺の予想なしに、ごまかしとは言いませんけれども、6,000で止まって、右が0ですから間違っ

いないのか、こういうグラフだけでこれからのことを考えるというのは相当乱暴なのではないと思います。

これから論議するであろう、どうやったら効率的な運営をするかというのはまた別の問題としてしっかり議論しなければいけません、その前にため込んだお金は皆悪い金だと、床下にためてある小判は全部掘り出して使えというような議論は非常に乱暴なのではないかと。私は、教員というか本業は老人ホームの経営をしておりますけれども、これしか持っていないと言われてたらとても怖くて経営ができないというように思いますので、この根拠。要するに、今、あくまでこれは将来の受験者数等もよくわからない中での推計といいたいでしょうか、その金額だというお話は聞きましたが、例えば今の入学者の志望数とか傾向とか、そういう中である程度のこれからの必要数ではなくて見積もりを出してやっていかないといけないのではないかと。

この1万340円、1万3,420円という受験料がとんでもない金額になる可能性だってあるのではないかなと思いますので、もう少し科学的な裏付けのようなものがもしあれば、次回でも結構ですからお出しいただきたいなという感じがいたしております。済みません、長々と申し訳ありません。

○田島優子構成員 内田構成員、どうぞ。

○内田構成員 やはり受験の手数料とか登録料はどのくらいコストがかかるからここは幾らなんですよという方が納得しやすいと思うんです。確かに今、積立金がすごくあって、それは今までの手数料というか、そういったもので積み立てられたと。そうすると、すごく昔に受験した私が払った手数料とかその登録料は適正であったのかなみたいなのもあって、受験する人たちはこれだけ受かるのだからこれだけ手数料とか登録料はかかりますよと言われて方がすごく納得がいくと思うんです。その際に、田島先生がおっしゃったように受験者が少なくなってくるかもしれないとか、何かがこの試験をやっているときに起きるかもしれない、試験のやり直しをしなければいけないような事態が発生するかもしれないとかいろいろ考えられますので、積立金をゼロにすることが必ずしもいいわけではないと思うんです。

やはり急激に減らしたり、また上がったというものは受験者としては納得いかないのではないかなというような気がいたしますので、ならしていくのがいいのではないかなと思います。

○田島優子構成員 事務局の方で何か御意見ございましたでしょうか。

○定塚福祉基盤課長 田島先生に御質問いただいた点につきましては、私ども社会福祉士、介護福祉士については試験の受験者数、合格者数は現在以上を目指したいと考えております。また、動向につきましては、今日の資料2-1の4で社会福祉士試験受験者数、合格者数のグラフをお示ししております。確かに最近伸び悩んでいるという状況はございますけれども、国全体の社会経済の在り方から見ますと、福祉分野の仕事というのは今後更に拡大していくべき分野、またそうなるであろうと見込まれている分野でもございますので、

社会福祉士試験についても同程度の確保が見込まれるのではないかと考えております。

また、難しいのが介護福祉士の動きでございまして、こちらの方は7ページにございます。受験者数については一旦、平成19年、20年とかなり介護業界の不人気と相まって落ちたということがございますが、その後もう一度盛り返して高めの水準を保っているところでございます。今後、試験制度の改正によりまして、養成施設卒業者については新たに試験を受験するということとなりますので、これは確実に試験受験者のプラス要因になります。

一方で、圧倒的に多い受験者数である実務経験ルート、こちらの方が今までは実務者研修なしに受験できたものが27年度以降は実務者研修を受講した方でないとは受験できないということになりますので、私ども政策的には同レベルを保ちたい、あるいはそれ以上のものを目指したいと考えておりますが、この傾向については予断を許さない面も考えています。

いずれにしても同程度以上の試験受験者数ということ念頭に置きますけれども、そう言っても天災その他不測の事態ということも考えられることかと思えます。

○田島優子構成員 どうぞ。

○田島誠一構成員 しつこくて済みません。実務者研修が始まったときに学校卒業者との数がどうなのか、500~600時間の研修を受けてまで資格に挑戦したいという人はたくさんいますが、実際にできるのかどうか。受け皿の教育機関とか研修機関がどこまでできるのかどうかということは非常に不透明だと思っております。

そういう中では、私も減っていいなど思っているわけではなく、同じ気持ちなんです。非常にいい条件で移行したときにはこれぐらいだろうと。しかし、厳しい条件の中で介護報酬等が余り上がらなくて、あるいは交付金がなくなってしまったり給料が下がってしまうとか、そういうさまざまな悪条件が重なった場合には、例えば下位推計として、下の方の推計としてこんなものがある、そのための準備金、積立金のはずなんです。いつも予定どおりいくのであれば、会社、企業、法人はお金をためておく必要はないわけですから、その辺はもう少しきちっと出していくことが仮にどこがやろうと、国が直接やろうとどこの法人が指定を受けようが、1回1回入札でしょうが、どこもやるというのはないですね。大変申し訳ないですが、相当乱暴なグラフではないかと思えます。

私としてはたくさんの方が受けていただきたいし、もっともっと多くの方がこの業界で働きたいという気持ちはありまして、そのつもりでいろいろ活動しておりますけれども、もし万が一うまくいかなかった時のことを考えておくのが大切なのではないかということも思っております。

○田島優子構成員 田島構成員の方で例えば社会福祉士の積立金がゆくゆく50万円というような金額になる予定であるということについて、これは余りにも少なからうというお考えだと思えます。では、どのぐらいの水準の積立金が適切であるかについては何かお考えをお持ちでいらっしゃいますか。

○田島誠一構成員 例えば天変地異、今回震災が起きましたけれども、大きな災害があって半分ぐらい受けないというときだってあるかもしれません。それは極端かもしれませんが、これは長先生に聞きたいくらいなんですけれども、私が経営者だったら 27 億、28 億あれば、20 億ぐらい出してもいいけれども、それぐらいは持っていないとこわいなという直感的な感じはします。年間の手数料収入全部とは言いませんが、受験料収入が社会福祉士ですと。

○試験センター常務理事 全体で 31 億。

○田島誠一構成員 そうですね。多いように見えますが、それぐらいしかないんですよね。何かで試験ができなかったというと飛んでしまうお金。それは極端ですけれども、そんなことが本当はリスクとしては考えておくべきだと。ためておくお金が皆悪い金だという論調がいろいろありますけれども、私は違うのではないかと。勿論、ハードをお持ちの団体ではないので、ハードの建て替えが必要だとかというわけではありませんけれども、やはりいろんなことは考えておくべきだと。50 万円という試験官が何人か出張するとお金としては終わりですね。それは難しいと。少なくとも日本のブロックごとに最低試験ができるぐらいの費用は持っておかないと、二十何都道府県は無理でも、札幌と仙台と東京と名古屋と大阪とかという形でできるぐらいのお金は残しておくというのが準備、積立という考え方の最低のラインではないかと思うのですが、私は財務の素人ですけれども、是非長先生のお考えを聞きたいぐらいです。

○長構成員 どこまでが適正かというのはなかなかわかりづらいんですけども、ただ、公益法人の制度改革も行われていまして、もし公益財団になったとしたらということを見ると、次の 1 年間分の事業費、公益事業分は持っていて OK というのがありますので、そうすると、ある意味では適正規模なのかもしれないということと言えます。

ただ、それは最大何か不測の事態が生じた場合ということだと思いますけれども、必ずしもそこまで持っていていいということではないということです。

○田島優子構成員 ありがとうございます。今の積立金の論点以外の点でも結構ですけれども、御意見ございましたら。

結城構成員、どうぞ。

○結城構成員 田島先生の言うとおりに、私も賛同できて、ゼロにするというのは非常に危険だと思いますが、そのまま持っていていいかということ、それはどこかで議論して、そのまま 28 億円全部持っていていいのかという議論にはならないと思います。それが半分だったらいいいのかとか、その辺。

特に社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士ごとに勘定が違うので、多分その人用にしか使えないですね。例えば登録料は、これから結婚して名前を変えたりしたり、たんの吸引を登録するときにタダにした場合はどのぐらいの費用が何年間くらいやるのかとか、受験料を 10 年、20 年ならしてどのぐらいまでやれるのかという議論をするのか、それともこれからアフターサービス的に登録料はできる限りタダにするとか、そういう議論をし

た方がいいと思うので、私個人として、私も社会福祉士の養成をしている人間として、私も介護福祉士、社会福祉士を10年以上前に取りましたけれども、このお金をこのままにしておくというのは社会通念上無理だと思いますので、それが10億なのかどうなのかという議論はした方がいいと思ってございます。

○田島優子構成員 ほかの方で御意見ある方いらっしゃいますか。

どうぞ。

○柳澤構成員 質問なんですけれども、試験事業に関わる委託事業とありますが、何を委託されていらっしゃるって、年々増加をしているということなんです、これは何が増加の要因になっているのかということをお教えいただけますでしょうか。

○田島優子構成員 どうぞ。

○試験センター常務理事 この委託につきましては、全国の試験会場の試験監督員を確保するために事業者へ委託します。その監督員を集めていただく委託ということで、監督員は例えば受験生80人に対して1人監督員を置くとか、一応そういう基準を決めまして、受験者数に応じて監督員を確保しますので、受験者数が増加すると監督員の数も必要になってくる。そうすると、当然委託料も上がってくるということになっています。

ちなみに22年度は8,000人の監督員、全国64会場で、22万人の試験を実施したという状況です。

○田島優子構成員 結城構成員、どうぞ。

○結城構成員 財務諸表の5ページなんですけれども、例えば海外研修費というのが一般勘定にあるんですけれども、事業は多分試験だけではなくて少しやっていると思うんです。こういうのは試験費から使われているのかどうか教えていただきたいんです。

○田島優子構成員 試験センター、お願いします。

○試験センター常務理事 冒頭申し上げましたように、財務諸表の説明のときに言いましたように、事業会計ごとに区分して、そのやりくりはしないということになっておりまして、一般会計についてはよそから持ってくるということはありません。退職手当は別です。海外研修につきましても一般会計で独自で処理しているというものであります。

○田島優子構成員 結城構成員、どうぞ。

○結城構成員 会計上はわかったんですけれども、この法人はもともと歴史を見ると2つの法人が合体しているわけで、多分そういう経緯があるかとは思いますが、もし効率化、スリム化にしてこの事業、事務員は兼務しているわけではないということではいいですか。全部独立して業務をやっていると。

○試験センター常務理事 はい。通常はそれぞれ業務を持っています。ただ、1月の64か所でやる試験とか、実技試験は総動員でやりますので、そのときは兼務というかどうかですけれども、試験センターの職員全員で当たっています。

○田島優子構成員 この2番目の論点について、何かほかの点で御意見をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

どうぞ。

○長構成員 質問したいんですけども、今、試験問題等の余部、バックアップはどのぐらいを受験者数に比べてとられているんでしょうか。

○田島優子構成員 試験センター、お願いします。

○試験センター常務理事 余部というのは、例えば試験問題を印刷するときの。

○長構成員 もし何かあった場合のために予備で持っている部数です。当然 15 万人とかいちゃいますので、そのうち何万人か分は持っていると思うんですけども、何かあった場合はすぐ持っていけるようにとか、そういうのは特にはないんですか。

○試験センター参与 菅原と申します。試験会場ごとに一応予定人員がわかりますので、それプラス試験会場の規模によって 100 部～1,000 部ぐらいの幅でプラスして用意をするということで対応しております。それ以外に、勿論、ある程度は余部もございしますが、基本的には各会場にはそういうふうな対応をしております。

○長構成員 わかりました。全く別の試験なんですけれども、完全に受験者の倍確保しているところもありますので、そういうことではないということですね。

○試験センター参与 はい。

○長構成員 わかりました。

○田島誠一構成員 正味財産計算書、例えば 22 ページに細かなものがありますが、委託費は先ほどお話がありましたように試験の監督員の委託料ということでよろしいんですね。その上の雑役務費というのが結構大きな額でございしますが、これはわかるような、わからないような、雑の役務費というのは何なのでしょう。

○田島優子構成員 お願いします。

○試験センター常務理事 まず会場借り上げというのは借損料で計上しているんですけども、その試験を行うために机を入れる、椅子を入れる、間仕切りを敷くとか、そういった経費がかなり膨大にかかります。それを雑役務費で計上させていただきます。

○田島誠一構成員 委託費は個々の契約というか団体ごとの契約で使用するけれども、雑役務費が随意契約で行われているということなんです。

○試験センター常務理事 昨年秋にそういう御指摘をいただきましたので、今年度は間に合わなかったんですけども、来年度からは随意契約をやめて。というのは、今までの実績のある業者をお願いしないと、短期間で会場設営するものですから、そういった観点で事業者を固定していたんですけども、御指摘もありますので入札の方向に持っていこうということにしています。

○田島誠一構成員 ありがとうございます。

○田島優子構成員 ほかの 2 番目の論点については特に御発言ございませんでしょうか。

もし特にはないようでしたら、3 番目の受験者、登録者の利便性の向上についての論点に移りたいと思います。もし落とされたことがありましたら、後ほど全体についてまた補足的に御意見をいただいても結構でございますので、それでは、3 の方について御意見をい

ただきたいと思います。

内田構成員、どうぞ。

○内田構成員 試験会場については前泊しなければいけないとか、そういうことで大変だなという声は聞いたことがあります。ですから、その辺は確かに各都道府県とかということになればいいのしょうけれども、今度はそうすることで監督員がもっと増えてしまって経費がかかるとかいろいろなこともあるでしょうから、その辺は何とも言えないのかもしれないんですけども、私は一気に積立金を何か手数料とかそういうものを減らすことで使うのではなくて、もう少し受験者に対して何か御配慮をいただくようなことで積立金を減らしていくというやり方もあるのではないかなと。ただ、それを使ってしまうと今後一気に全都道府県でやっていたものがぐっと今度は何箇所かに減ってしまうとかそういうことがあるとしたらそれも困りますけれども、確かに前泊しなければいけないとかということは、今の特に介護職などは休みが取れないような状況もありますので、つらいなというのは聞いたことがあります。

○田島優子構成員 ありがとうございます。今の御意見に関連する御意見でも別の御意見でも結構ですけども、御発言はございませんか。

田島構成員、どうぞ。

○田島誠一構成員 厚生労働省に聞きたいんですが、試験場所は政令か何かの指定事項なんですか。そうではなくて試験センター。

○田島優子構成員 事務局、お願いいたします。

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 官報で掲載してございます。

○田島誠一構成員 決めるのは。

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 最終的に決めるのは厚生労働省でございます。

○田島誠一構成員 例えば震災の被災地ではこまめにやってやるとか、そういう計画はないんですか。面白いなと思うんですけども、そういうふうにお金を使うというのは。

○田島優子構成員 事務局、どうぞ。

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 23年度については、比較的大きな会場が必要になってきますし、23年度につきましてはそこまで会場が確保できないということで検討という形になっております。

○田島優子構成員 結城構成員、どうぞ。

○結城構成員 もし次回、事務局で間に合えば、例えば結婚したとか名前を変えるときに登録料、今、有料だと思うんですけども、それが例えばタダにしばらくするとか、27年以降のたんの吸引も登録料が幾らなのか決まっていなんでしょうけれども、そういうのも当面はタダにするとか、そうすれば過去に受けた人も還元はできると思いますし、受験料が極端に上下するよりは、そういうようなある程度事務局で、少し抽象的ですけども、常識的なこういうグラフではなくて、そういうような、例えば登録料をタダにするというのは1つ提案としてはいいかなと思っております。

○田島優子構成員 事務局の方で何か御意見ございますか。

○定塚福祉基盤課長 本日いろいろと御意見の出たところですので、そうした御意見を踏まえて、もう一度試算をし、おおむねどのようになるかということ資料としてつくりまして次回提出をさせていただきたいと思います。

○田島優子構成員 お願いいたします。ほかに何か御意見、御要望ございませんでしょうか。3ページの考えられる論点の2つ目の登録者現況調査、就労状況調査の実施についてという項目がございますけれども、これについては特に御意見はございませんか。

○定塚福祉基盤課長 若干事務局から説明、補足をさせていただきます。

論点の1つ目は先ほどのとおりでございますが、2番目の登録者現況調査、就労状況調査、これは過去の何年かに1回実施しておりますが、これを一体どこの経費から出すべきかというのが実は余り明確に確定しておりません、これは登録者の状況の調査で、登録者のためにどのような施策を行うかということに関連するものですので、登録手数料から積み立てた登録事業安定積立資産を活用する、登録手数料の勘定から支出をするということではないかと考えておりますので、もしほかに御異論があればお寄せいただきたいとも思います。

また、その他というところでは、例示ということで事務局あるいはセンターの方で思い付いているものということで、受験者への得点開示を実施するという、また登録証の発行について更に迅速化を図るということをお提示申し上げておりますが、そのほかこんなこともということがありましたらお寄せいただきたいと存じます。

個別に申し上げて申し訳ないのですが、ベネッセ・ベースコムの中澤社長様におかれましては、試験運営の御経験があるということでございますので、一般的な試験運営に携わっているお立場から利便性の向上あるいは先ほどの2の効率的な実施ということで経費を抑える御努力とか、そういったことについても御経験をお聞かせできればと思います。

○田島優子構成員 田島構成員、どうぞ。

○田島誠一構成員 登録者現況調査ですので、グラフを見ますと未登録者がいますね。例えば社会福祉士ですと合格者が14万8,603名に対して登録者は13万4,066人。精神保健福祉士も何人かいらっしゃるし、介護福祉士は学校卒業登録者がわからないのでよくわからないままですが、せっかく試験が受かったのに登録していないという人たちが潜在介護福祉士でもないんですね。何と言うんでしょう。潜在の前の介護福祉士、受かっただけという人がいらっしゃる。この辺の調査は登録していないと、でも合格者名簿はありますね。忙しいときにとんでもないことを言うやつだと思うのですが、何かわかるのでしょうか。

○試験センター参与 合格者と登録者ということですが、私ども登録の業務としては、登録を受けたところから業務を開始するという形で、試験の合格者のうちどれくらい登録をしていないかという総数は把握しておりますけれども、未登録者の氏名とか住所までの把握はいたしておりません。

○田島誠一構成員 もったいないですね。

- 田島優子構成員 未登録者についての調査は特にすることにはなっていないんですね。
- 田島誠一構成員 登録者調査ですからないんですね。
- 田島優子構成員 登録されている方の登録内容に変更がないかどうかのチェックですね。
- 田島誠一構成員 これはほかの国家試験も大体こんなものなんですか。
- 定塚福祉基盤課長 調べてみたいと思います。
- 田島誠一構成員 ただ聞きたかった。別に調べる必要はありません。
- 定塚福祉基盤課長 少なくともあり得るのは、合格者の方で一旦登録をしたけれども、登録を抹消されたという方はいらっしゃいます。あと合格したけれども、登録するまでのメリットを感じなかった方がどの程度いらっしゃるのか。もしわかるようでしたら少し。
- 田島誠一構成員 もし登録料がもったいないからという登録者の方がいるのであれば、結城構成員おっしゃったようなことが大変効果的なのかなと思いましたので。でも、そんなたいした金ではないですからね。
- 内田構成員 うかつな方がいて、合格イコールもう介護福祉士だと思っている人はいます。登録しなければ違うんですよということがちゃんと書いてあるにもかかわらず、その辺がわからない。だからせっかく試験センターさんから日本介護福祉士会のことを周知していただいても、登録したら日本介護福祉士会に入会したと思い込んでいる人が結構いたりしますので、うかつな方々がいるのではないかと思います。
- 田島優子構成員 どうぞ。
- 試験センター参与 私ども、合格者には合格証書を送付するときに、登録をするようにという資料も一緒に同封いたしております。
- 田島優子構成員 結城構成員、どうぞ。
- 結城構成員 先ほど事務局の議論を、私はこの勘定でこの調査は非常にデータの的にも社会的意義がありますし、介護福祉士不足の問題とか社会福祉士などで登録料を使っても十分社会的意義があるので、私はこれはこれでいいと思っております。
- 田島優子構成員 ありがとうございます。特にこの点について御異論はございませんでしょうか。事務局のお考えどおり、登録事業として調査を実施していただくということで一致した見解ということでございますね。
- この3つ目の論点は、その他として一応事務局の方のお考えで記入していただいていることがありますけれども、これ以外に何か御意見ございませんでしょうか。
- 結城構成員、どうぞ。
- 結城構成員 私も毎年ゼミ生が受けておりまして、点数というのは自分は自分で全部はがきに送られてくるということなんですか。それを教えていただきたい。
- 田島優子構成員 センターからお願いいたします。
- 試験センター常務理事 現在は希望者に対して得点をお教えしていますが、ここで検討したいのは、全員に通知するかどうかということを検討したいということです。
- 田島優子構成員 結城構成員、どうぞ。

○結城構成員 社会福祉士は30%ぐらいの合格率で、必ず一発で受かるという試験ではないので、むしろ全員に点数を開示して、残り7割の人に次頑張ってもらってどこが悪いのかというのは、それぐらいはしてもいいかなと思っております。

○田島優子構成員 ほかに御意見はございませんでしょうか。もし特に御意見がなければ、柳澤構成員に御経験を踏まえて2の論点の方について何か御示唆をいただけるとありがたいと思いますが。

○柳澤構成員 私どもは高等学校に模擬試験を提供するに当たりまして、すべての実施に伴うサービスを提供するというのをさせていただいていますけれども、一般的に私どもがすべて作業するわけではなくて、例えば何か試験のための手引きを委託して運送会社さんでそういう委託を請け負ってそこで封入して、そのまま出していただいて、コストのメリットを出してくださるといようなことをしていただいていますし、また運通費の占める割合も非常に高くなってまいりますので、私どもは当然相見積もりを取った上で、量もたくさんありますのでそこを調整したりだとか、例えば実施の手引きを出すときに幾つかの方法を今、郵便で出したり、メール便で出したりとか、そういうふうになっていたかと思うんですが、それを1つにすることによってスケールメリットということで価格を抑えるような交渉をしたりだとか、そういうようなことを一つひとつ得意な会社さんと交渉しながらそこをお願いして、全体のコストを下げて、ただやらなければいけない本当に試験の問題をつくるだとか、そういうところは決して出すことはございませんで、そこはしっかり押さえながら、個人情報だとか民間企業は非常に厳守して、それを商売にしていますので、厳重に守ってくださるところがありますので、そういうところに契約を結んで委託をするということはやっております。

受験票の発送についても、いわゆる圧着はがきで印刷をして一斉に印刷会社さんから出すというところまでを請け負ってくださるところもありますし、そういうところを活用しながら、全体のコストを下げるような工夫はしております。ですので、そういうところをうまく使いながらコストを下げるということを努力するようにはしています。

先ほど委託料というのをお伺いしたのは、どういったことを委託されていらっしゃるのかなというところがありまして、やはり会場をこれから拡大しようとなさっている中で、当然地方に展開すればするほど、そんなに受験生の方がたくさんということももしかしてないかもしれないとなったときに、1つの会場の受験生に対しての監督をされる方の、今、80人に1人とおっしゃっていましたがけれども、もしかしてそこが少ない人数になるかもしれない。そこは受験者のサービスを高めながらコストを一つひとつ積み上げて見直すことによって全体のコストのバランスを取っていくような設計を今以上に多分考えないと、なかなか受験料をうまくバランスを取ってするというこの後難しくなるのではないかなと思って見ておりました。

以上です。

○田島優子構成員 ありがとうございます。これはスケールメリットということでは、3

本の試験をやっておられますけれども、それぞれに委託業者を別途選定なさっているんですか。それともまとめてすべての試験を一本化して委託されているのでしょうか。

○試験センター常務理事 ケース・バイ・ケースなんですけれども、その会場で精神保健福祉士と社会福祉士をやる場合もありますし、単独で介護福祉士だけの場合もありますので、いろいろなパターンがありますけれども、できるだけ効率的に委託できるような方法は取っています。会場設営もそのようにしています。

○田島優子構成員 なるべくまとめてやっていただいた方が多分費用は下がるかなとは思いますが、そういう努力はしていただいているということですね。試験問題の印刷とか運送とか、そういうのは随意契約でどこかにずっと依頼しておられるのでしょうか。

○試験センター常務理事 はい。従前は大蔵省の印刷局に国家試験の問題の印刷をお願いしていました。ただ、コストはかなり高かったものですから、平成13年に民間会社に切り替えたときに約半額くらいに落とせました。それ以来、ずっとその信頼が持てる印刷会社ということで使っていましたけれども、先ほど言いましたように昨年の御指摘もありましたので、今年は間に合いませんので来年からは入札するような形でやっていきたいと思っています。

○田島優子構成員 その総合評価落札方式の一般競争入札ということですね。ありがとうございます。一通り御意見を開陳していただきましたけれども、全体を通してどの点についても結構でございますので、追加で御意見があればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もう言い尽くしておられますか。よろしいですか。

それでは、御意見も尽きたようでございますので、この辺で議論を終えることにいたしまして、最後に事務局から次回の日程について報告をお願いしたいと思います。

○吉田福祉人材確保対策室長補佐 次回、第2回目の日程でございますが、8月ないし9月を予定してございます。机上に日程調整表を配付させていただいておりますので、御記入いただきましてそのまま机の上に置いていただくか、もしくは後日、事務局まで御連絡をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○田島優子構成員 それでは、第2回につきましては、本日いただいた御意見を事務局に整理していただき、論点整理等を行いたいと思います。

これで「指定試験機関・登録機関の改善に関する検討会」の第1回会議を閉会いたします。長時間にわたり御議論いただき、ありがとうございました。